

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月27日（金）午前9時00分から10時08分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (27人)

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 8 番委員 |
| 3 番委員 | 9 番委員 |
| 4 番委員 | 10 番委員 |
| 5 番委員 | 11 番委員 |
| 6 番委員 | 12 番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 7 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 9 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 15 番推進委員 |

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画の一部変更申出」の意見決定
について

議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定に
ついて

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	みなさん、おはようございます。 只今より、令和7年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長お願いいたします。
議長	皆さんおはようございます。大変ながく田植えの時期は雨が降ったり暑い日であったりしましたが、みなさん終わられましたでしょうか。今日ぐらいから30度を超えるということで、大変日中の温度があがりますので、熱中症に気を付けながら活動をよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員を指名いたします。8番農業委員と9番農業委員をお願いいたします。 皆様をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。
事務局	報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから3ページで合意解約が全12件、内バンク法解約が5件です。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 ————— 議案第1号 —————
議長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。 別紙 10 ページの総括表をご覧ください。期間は 6 年から 20 年で面積は 99,834 m²で利用権を設定する者の数が 26 人、設定を受ける者の数は 15 人です。土地の詳細につきましては、資料 4 ページから 9 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議 長	なしということですので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局から、報告のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	賛成多数。よって議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。農地所有適格法人について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定のうち整理番号 5 番の譲受人にあります、農地所有適格法人 有限会社 R についてご説明いたします。法人形態は有限会社であり、農地所有適格法人の法人要件を満たしております。事業は農産物の生産及び、農作業の受託です。その売上高は販売額の過半を超えており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約 300 日です。かつ、法人の総会における総議決権の過半を超えており、構成員要件を満たしております。代表取締役を含め役員 4 名は全員が農業及び農業関連に従事しており役員要件に問題なく、経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、決議権要件、役員要件のすべてを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。以上です。

議 長	整理番号1番から13番まで一括で報告をお願いいたします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る6月19日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 YYさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は55歳です。 渡し人 HTさんは、大阪府大阪市新喜多東区に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字上松2396番27ほか3筆、地目は4筆とも田で地積は合計4,468㎡で贈与です。農業従事者は2名で通作距離は約0.6kmで、現地はよく管理されている農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る6月17日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 MKさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は69歳です。 渡し人 NTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字奥牟田38番2ほか3筆、地目は田が1筆と畑が3筆で、地積は4筆合計1,174㎡で、贈与であります。農業従事者は2名で通作距離は約10kmで、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号3番について、去る6月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 F Yさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は57歳です。 渡し人 F Kさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市菱刈字糺ヶ山 1771 番 1 ほか 11 筆、地目は田が 11 筆と畑が 1 筆で、地積は田が 6,451 m²、畑が 58 m²、合計 6,509 m²で、贈与であります。農業従事者は1名で通作距離は約 10km で、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る6月25日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。 申請人 O Hさんは、伊佐市大口曾木に居住され52歳です。 渡し人 U Tさんは、広島県廿日市市宮園に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字永山 160 番 3 ほか 1 筆、地目は田で、地積は計 1,134 m²で贈与であります。農業従事者は1名で通作距離は約 3 km で、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長	整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番について、去る6月17日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 有限会社Rさんは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。 渡し人 S Sさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市大口刈辺字前田 71 番 5 ほか 5 筆、地目は田 6 筆、地

	積は合計 9,974 m²で、所有権移転売買であります。農業従事者は 18 名で通作距離は約 4.5km で、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 6 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
12 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 6 番について、去る 6 月 19 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 K Y さんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 77 歳です。 渡し人 F M さんは、福岡市東区みどりが丘に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字石ノ元 348 番ほか 1 筆で、地目は田で地積は計 5,128 m²で所有権移転贈与です。現況はよく管理されている耕作地であり、木ノ氏地区集会所から 490m と 910m 程の位置にあります。農業従事者は申請人夫婦の 2 名とほか 1 名で、通作距離は約 1 km で 5 分ほどの距離。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。
議 長	整理番号 7 番について、3 番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 7 番について、去る 6 月 23 日に現地調査を行いましたので、3 番が報告いたします。 譲受人 N A さんは、湧水町木場に居住する市外住民で年齢は 37 歳です。 渡し人 Y F さんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は 88 歳です。 申請地は、湯ノ尾小南東約 600m にあり、伊佐市菱刈川南字鵜泊 1085 番 1 で、地目は畑、地積は 386 m²で、所有権移転売買の申請です。農業従事者は 2 名で通作距離は約 12km で、現況はよく管理された耕作地であり

		ます。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由から、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として新規就農営農計画書、全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		整理番号8番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号8番について、去る6月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 HYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は60歳です。 渡し人 AIさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字豆潰1631番1ほか3筆、地目は全て田で、地積は4筆計4,150㎡で、贈与であります。農業従事者は2名で通作距離は約1kmで、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号9番について、去る6月19日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は87歳です。 渡し人 KJさんは、東京都世田谷区祖師谷に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字羽称田160番、地目は田で地積は402㎡で、所有権移転売買であります。受け人の経営面積は12,335㎡で取得可能面積であります。農業事者は2名で通作距離は約1kmで、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長	整理番号 10 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 10 番について、去る 6 月 17 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 NKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 80 歳です。 渡し人 HJさんは、始良市加治木町反土に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口篠原字芳ヶ迫 844 番 2 で、地目は田で地積は 657 m²で所有権移転売買です。現況はよく管理されている耕作地であります。大口中央中学校の北 1 km 程の位置にあります。農業従事者は申請人夫婦の 2 名です。通作距離は 0.5km 程で 5 分ほどの位置にあります。経営意欲はあり、必要な農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 11 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 11 番について、去る 6 月 23 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。 申請人 TNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 76 歳です。 渡し人 KNさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は 70 歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字出口 935 番、地目は畑、地積は 561 m²で贈与であります。農業従事者は 2 名です。通作距離は 5 km 程で、よく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。
議 長	整理番号 12 について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理

農 業 委 員	番号 12 について、去る 6 月 23 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 TYさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は 48 歳です。 渡し人 IMさんは、福岡県福岡市中央区平尾に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字豆潰 1534 番、地目は田、地積は 640 m²の贈与であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 5 km で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 13 番について、3 番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 13 番について、去る 6 月 23 日に現地調査を行いましたので、3 番が報告いたします。 譲受人 YTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 78 歳です。 譲渡人 TAさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は 72 歳です。 申請地は、本城小の南西約 1.5km の距離にあり、伊佐市菱刈荒田字青木元 2853 番で、地目は田、地積は 2,401 m²で売買であります。農業従事者は 2 名で通作距離は約 1 km で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由から、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番から 13 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番から 13 番については許可が決定いたしました。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 13 件について、13 件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第 3 号 —————
議 長	議案第 3 号「地域農業経営改善基盤強化促進計画の一部変更申出」の意見決定について提案いたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第 3 号「地域農業経営基盤強化促進計画の一部変更申出」の意見決定について、資料は 15 ページから 16 ページになります。まずもって、「地域農業経営基盤強化促進計画」いわゆる地域計画について説明いたします。10 年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成し、「地域」が今後の地域農業や農地利用をどうしたいのかという意味を示すものであり、これらは令和 7 年 3 月 31 日までに作成することとなっています。 伊佐市は農振農用地区域を地域計画区域として定めており、地域計画区域内における農地について、農用地利用計画の変更申出(農振除外申出)があったことから、当該区域の地域計画を変更する必要があります。今後、これらの申請地は農振除外の申請・農地転用の申請が予定されています。 申請をされた地域のうち、番号 2 番につきましては、既に農振除外の申請がされていることから、農用地区域外としております。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんでしょうか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 3 号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって議案第 3 号「地域農業経営基盤強化促進計画の一部変更申出」の意見については決定いたしました。 ————— 議案第 4 号 —————

議 長	議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号1番について、去る6月23日、事務局立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員と私7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人は霧島市国分にお住まいの、OKさんで市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字川頭1631番ほか2筆で、地目は田、地積は3筆合計で1,867㎡であります。まごし温泉の北西約1kmに位置し、周囲の状況は東側は田、西側は畑、南側は田、北側は田であり、除外後太陽光発電施設を建設する計画であります。この申請は具体的な計画があり、農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。また、申請地を除外することで、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われま す。 申請地は農業委員会から非農地通知がでているので、転用可能かと思われます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番については意見決定いたしました。 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件が意見決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議 長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

		いて提案いたします。整理番号 1 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番につきまして、去る 6 月 23 日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、2 番推進委員、3 番推進委員、私 4 番委員の 3 名で共同調査をしましたので、4 番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区の株式会社 N 一般法人であります。 譲渡人は、伊佐市大口下殿の O T さん 76 歳であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第 2 種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。申請地は伊佐市大口青木字荒谷 1563 番 21 外 2 筆、地目は畑、地積は 3 筆合計で 1,313 m²です。申請地は青木屯田池から東方向約 500m に位置し、現況は 3 筆とも耕作放棄地となっており、東側は畑、現在は農機具倉庫が建っておりますが、西は道路、南側は宅地、北側は果樹園となっております。周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電施設の内容は、パネル 180 枚出力 99.9kw であります。添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。 整理番号 2 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番につきまして、去る 6 月 23 日、M 行政書士立会いのもと、9 農業委員、9 番推進委員、私 5 番委員の 3 名で共同調査をしましたので、5 番が報告いたします。

		譲受人は、福岡県小郡市の HHさん、市外住民であります。 譲渡人は、兵庫県西宮市にお住みの NAさんで市外住民であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は植林であります。シイタケ原木を 43 本植林するとのことです。申請地は伊佐市大口曾木字島 3482 番、地目は畑、地積は 321 m² であり、所在地は川西自治会施設から南に 400m に位置しており、南側は田、東側は田、北側は宅地、西は山林となっており、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、農地転用許可申請書、払高残額証明書、住民票が添付してあります。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、整理番号2番は決定いたしました。 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、申請件数2件について決定いたします。
		————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について、整理番号1番、9番農業委員お願いします。
9 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日、5番委員、9番推進委員、私9番委員の3名で共同調査を行いましたので、9番委員が報告いたします。 申請人は始良市蒲生町に居住する市外住民のMAさんです。 申請地は伊佐市大口曾木字本堂 2895 番1、地目は田、地積が 1,165 m² であります。申請地の所在地は西多良地区コミュニティセンターより北東

		に約 30m に位置しており、東側は道路、西側は水路、南側が道路、北側が水路を挟んで農道であります。非農地となった日及び理由としまして、昭和 55 年、国道のバイパス工事に伴い、農地の一部が買収され、残った田についても、所有地が変更のため耕作できずに放置していたとのことです。西多良地区コミュニティ協議会で草払い等をし、催事の駐車場として利用しているとのこと。調査日の前日の日曜日にコミュニティ協議会が草を払って管理をされていました。調査の結果、既に農地性を喪失していて、高齢で居住地からも遠いことから、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員が判断しました。景観や周囲の農地に与える影響はないかと思えます。添付書類として、全部事項証明、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様への審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地が決定いたしました。整理番号 2 番について 11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 6 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 2 番につきまして、去る 6 月 23 日、申請人 OH さん立会いのもと、6 番推進委員、7 番推進委員、私 11 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、11 番委員が報告いたします。 申請人は市外住民の霧島市国分に居住する OH さんです。 申請地は伊佐市大口堂崎字池ノ頭 530 番 49、地目は畑、地積が 96 m² あります。申請地の所在地は JA 羽月支所から東へ約 1 km に位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は畑、西側は太陽光であります。非農地となった日及び理由といたしまして、昭和 50 年 7 月頃から、父が自宅を建てたため、農地としての耕作を断念したとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失し宅地となっていることから、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員が判断しました。添付書類として、全部事項証明、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様への審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長	報告が終わりました。委員の質疑はございませんでしょうか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数、整理番号 2 番は処分決定いたしました。 議案第 6 号「非農地証明願」については、2 件の申請のうち 2 件の非農地証明願が決定いたしました。 —————その他 —————
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。6 月の月例報告を致します。5 日（木）6 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。23 日（月）現地調査を一斉に行いました。本日 27 日（金）第 4 回農業委員会総会です。 7 月の行事予定ですが、4 日（金）7 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23 日（水）が現地調査予定。28 日（月）が第 5 回農業委員会総会です。 月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 (「なし」という声、あり。)
事 務 局 長	以上で、令和 7 年度第 4 回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時8分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番